

山ノ内町スマート農業推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業従事者の高齢化等に伴う労働力不足の課題解決及び農業経営の効率化並びに生産性向上を図ることを目的として、今後の地域農業の中心となる認定農業者等が自ら行う ICT や AI、ロボット技術等の先端技術を活用したスマート農業技術を導入する取組に対し支援をする「山ノ内町スマート農業推進事業」(以下「事業」という。)に対して交付する、「山ノ内町スマート農業推進事業補助金」について、必要な事項を定めるものとする。

(事業実施基準及び補助額等)

第2条 事業実施基準及び補助額等は、別表に定めるとおりとする。

2 町長は、毎年度予算の範囲内において、補助金を交付する。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、山ノ内町スマート農業推進事業補助金交付申請書(様式第1号)に山ノ内町スマート農業推進事業実施計画書(様式第2号)ほか関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項による交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付の決定)

第4条 町長は、前条の規定により補助金交付申請があった場合は、当該申請の内容を別表に定める実施基準により審査し、その結果を山ノ内町スマート農業推進事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第5条 交付の決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、交付申請を取下げようとするときは、山ノ内町スマート農業推進事業補助金交付申請取下書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する取下げができる期間は、交付決定のあった日から起算して15日以内とする。

(変更又は中止)

第6条 交付対象者は、第3条の規定による申請書の内容に別表第4に定める重要な変更を加えようとするとき又は事業の中止をする場合は、山ノ内町スマート農業推進事業補助金交付変更(中止)承認申請書(様式第5号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により補助金交付変更(中止)申請があった場合は、これを審査し、変更(中止)を認めた場合は、山ノ内町スマート農業推進事業補助金交付変更(中止)決定通知書(様式第6号)により交付対象者に通知するものとする。

(実績報告書)

第7条 交付対象者は、事業を完了したときは、その完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までに山ノ内町スマート農業推進事業補助金実績報告書(様式第7号)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 第3条第2項のただし書により交付の申請をした申請者は、前項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して提出しなければならない。

- 3 第3条第2項のただし書により交付の申請をした申請者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額報告書が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した申請者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)について、山ノ内町スマート農業推進事業補助金消費税仕入控除税額報告書(様式第8号)により速やかに町長に報告するとともに、町長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 町長は、前条第1項の規定による報告があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査の結果、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、山ノ内町スマート農業推進補助金確定通知書(様式第9号)によりその旨を当該交付対象者に通知するものとする。

(交付の請求)

第9条 前条の規定により通知を受けた交付対象者が、補助金の交付を受けようとするときは、山ノ内町スマート農業推進事業費補助金請求書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、第4条第1項の規定による通知に係る金額の範囲内で、概算払により補助金を交付することができる。
- 3 前項の規定による概算払により補助金の交付を受けようとする交付対象者は、山ノ内町スマート農業推進補助金概算払請求書(第11号様式)を町長に提出しなければならない。

(他の用途への使用禁止)

第10条 補助金の交付を受けた交付対象者は、当該補助金を他の用途へ使用してはならない。

(関係書類の整備)

第11条 交付対象者は、事業の実施状況及び当該事業に係る収支について、その状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、これを5年間保管しておかなければならない。

(報告及び検査等)

第12条 町長は、必要があると認める場合は、交付対象者に対し、報告を求め、前条の帳簿その他関係書類若しくは事業の施工状況を検査し、又は事業の施工上必要な指示をすることができる。

(補助金の交付決定の取消し等)

第13条 町長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。

(3) 事業の実施方法が不相当であると認められるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付対象者に対し期限を定めて返還を命ずるものとする。

3 町長は、交付対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が概算払により交付されているときは、交付対象者に対し、期限を定めてその超える額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

(施設・機械等の処分の制限)

第14条 交付対象者は、本事業により取得した機械の財産を町長が適当と認める期間を経過するまで、町長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供してはならない。

2 前項の適当と認める期間及び承認を受ける場合の手続については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和38年法律第179号）の例によるものとする。

(事業実施状況報告)

第15条 交付対象者は、事業が完了した年度の翌年度から起算して3年間、当該年度までの実績を毎年度、山ノ内町スマート農業推進実施状況報告書（第12号様式）により町長に提出するものとする。ただし、当該報告書の提出期限は、報告年度の翌年度の6月末日までとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条第1項関係）

山ノ内町スマート農業推進事業実施基準

第1 補助金の対象となる者の要件

次に掲げる1から8の要件のいずれかに該当する者で、9から13を全て満たす者とする。

なお、同一住所地及び同一世帯の1から8に該当する者は、補助対象者としない。

1. 認定農業者
2. 認定新規就農者
3. 人・農地プランに位置付けられた中心経営体
4. 集落営農組織
5. 農業者で組織される団体（3戸以上の農業者で組織された団体又は農業者3名以上で構成された農業生産法人（以下「農家グループ」という。）で、規約を有している組織。また、構成員全体の耕作面積の合計は、1ヘクタール以上とする。耕作面積については、農家基本台帳における田畑の面積とし、法地方（昭和27年法律第229号）第3条の規定により許可済みの農地及び農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定のより公告済みの農地を含めることができるものとする。）
6. 農地所有適格法人
7. 人・農地プランに位置付けられた認定農業者又は認定新規就農者が構成員に含まれている会計を一にする団体
8. その他町長が適当と認める者及び団体
9. 町内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本町の住民基本台帳に記録されている者、町内に主たる事務所又は本店主たる事務所又は本店を置く法人であること。
10. 町税を滞納していないこと。
11. 当該年度より過去2年度に当該補助金交付を受けていないこと。
12. 補助対象事業について、他の助成制度による財政的支援を受けていないこと又は受ける見込みでないこと。
13. 山ノ内町暴力団排除条例第2条（平成24年12月14日条例第22号）に規定する暴力団員又は暴力団関係者ではないこと。

第2 採択基準

次に掲げる採択基準とする。

1. 要望が予算額を超える場合は、下記ポイントの合算ポイントの高い順に優先採択する。なお、同ポイントが多数となった場合等は、農林課内で非公開による抽選（紙クジによる）を行い決定する。

	内 容	ポイント
①	申請者が所有している既存機械等の更新でない	1点
②	認定農業者又は認定新規農業者に認定されている（農業者で組織される団体は、構成員の1/3以上）	3点
③	70歳未満であること又は後継者がいる（集落営農組織を含む）。（農業者で組織される団体は、構成員の1/3以上）	1点
④	法人化している	2点
⑤	青色申告をしている（農業者で組織される団体は、構成員の1/3以上）	1点
⑥	導入機械を共同利用する（複数の所有者の農地で利用する場合）	5点
⑦	現時点で農業者年金に加入済み又は事業実施年度の翌年から1年以内に入会（農業者で組織される団体は、構成員の1/3以上）	1点
⑧	現時点で収入保険に加入済み又は事業実施年度の翌年から1年以内に入会（農業者で組織される団体は、構成員の1/3以上）	1点
⑨	昨年度及び今年度中に山ノ内町農業経営雇用促進事業を活用（農業者で組織される団体は、構成員の1/3以上）	2点
⑩	農業体験受入れや物産展出展を過去2年以内に行っている（農業者で組織される団体は、構成員の1/3以上）	2点

2. 同ポイントが多数で当該年度の予算を超えた場合は、補助率が下がる場合がある。

第3 補助対象事業等

補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」）及び経費（以下「補助対象経費」）は、次に掲げる事業等とする。

1. 農林水産省が公表しているスマート農業技術カタログ（平成30年8月公表）に掲載されているもので、機械、装置の本体及び運用に必要な付属品（リモコン、バッテリー等）並びにソフト、アプリ等の購入に係る経費とし、次に掲げるものとする。

分類	補助対象事業	補助対象経費	補助率等	備考
水稻	作業軽減・環境制御	農林水産省が公表しているスマート農業技術カタログ	1台当たり25千円	補助対象期間は、令

	技術を活用した機械の導入事業	(平成30年8月公表)に掲載されているもののうち、機械、装置の本体及び運用に必要な付属品(リモコン、バッテリー等)並びにソフト、アプリ等の導入設置費用とし、畔で囲まれた1区画につき1台とする。		和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。
--	----------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--------------------------

(用語補足説明)

環境制御：水管理の自動化や温度・湿度等をモニタリングすること。

2. 装置及び設備の設置に伴う工事費は補助対象経費に含む。
3. 機械の保管場所が、山ノ内町内であること。
4. 次の各号のいずれかに該当するものは補助対象経費としない。
 - (1) パソコン・タブレット及びスマートフォン
 - (2) 税金(収入印紙代、消費税及び地方消費税を含む)
 - (3) 振込手数料
 - (4) リース料、通信料、講習費(スマート農機の操作に必要な資格等の取得費用を含む)、メンテナンス費及び保険料等
 - (5) 中古の装置及び機械の購入費用(リース品の買取りを含む)
 - (6) 補助対象事業として内容及び費用等を明確に特定することが困難な経費(補助事業のみに用途を特定できない装置及び機械の購入費等)
 - (7) 購入に係る帳簿類(見積書、発注書又は契約書、納品書、請求書、領収書及び振込控等)や、取得財産等の実物を確認できない経費
 - (8) 事業期間内に発注から支払までの手続が完了しない経費
 - (9) その他、社会通念上、補助金の対象とするには不適切と判断される経費

第4 重要な変更

要綱第6条の重要な変更とは、事業費の30%を超える増額があるものをいう。